

由本監査第21号
平成24年7月13日

由利本荘市長 長谷部 誠 様
由利本荘市議会議長 渡 部 功 様

由利本荘市監査委員 三ヶ月 和 義

由利本荘市監査委員 佐々木 均

由利本荘市監査委員 井 島 市太郎

行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおりその結果を報告する。

行政監査（消防団車両）報告

1. 監査の目的

公用車の管理については、物品台帳及び運行日誌等により、定期監査時の監査対象としていたところであるが、消防団車両については特種用途自動車、緊急自動車であり、また、車両の運行及び日常的な車両管理を消防団が行っていたこともあり、監査の盲点となっていた。

本年4月当初において、消防団車両2台の無車検走行という事態が発生したことを受け、改めて消防団車両の保有状況を調査するとともに、車両の管理事務が適切に行われているか等について検証し、事務の改善に資することを目的とした。

2. 監査の対象

- (1) 監査の対象課等
消防団車両を管理しているすべての課等
- (2) 監査対象車両
すべての消防団車両

3. 監査の期間

平成24年6月1日～平成24年7月12日

4. 監査の方法

- (1) 調書の提出
 - ・調査項目：車両の種類、車両ナンバー、取得年月日、車検期日、支団名、保管場所、物品台帳への記載状況、運行日誌の有無、出務簿等の有無、始業前点検の有無
 - ・調書の提出方法：紙及びデータ・ベースによる提出※記載内容は、平成24年3月31日現在とした。
- (2) 帳簿等の提出
 - ①平成23年度物品台帳（車両台帳等、消防団車両が記載されているもの）
 - ②平成23年度公用車運行日誌（消防団車両関係のみ）
 - ③平成23年度消防団出務日誌等（②の運行日誌と一体となっている場合は不要）
 - ④平成23年度出動手当（出動報告書）綴（消防本部のみ）
- (3) 調書等提出期限：平成24年5月31日
- (4) 書類による審査：平成24年6月1日～6月19日
- (5) 現地調査：平成24年6月25日、次の2箇所の現地調査を行った。
 - ① 鳥海総合支所振興課、及び、鳥海支団 第1分団第1部格納庫
 - ② 矢島総合支所振興課、及び、矢島支団 第3分団第1部格納庫

5. 監査の結果

(1) 消防団車両の配備状況について

・消防団車両の配備状況は、次のとおりである。

(分団別)

支 団	分 団	台 数	備 考
本 荘	第 1	5	第 1～5 部
	第 2	7	第 1～7 部
	第 3	4	第 1～4 部
	第 4	5	第 1～5 部
	第 5	8	第 1～8 部
	第 6	4	第 1～4 部
	第 7	7	第 1～7 部
	(小計)	40	
矢 島	支所	1	(消防指令車)
	第 1	2	第 1～2 部
	第 2	1	第 1 部
	第 3	1	第 1 部
	第 4	1	第 1 部
	第 5	1	第 1 部
	第 6	1	第 1 部
	(小計)	8	
岩 城	支所	1	(小型消防連絡車)
	第 1	3	第 1～3 部
	第 2	2	第 1～2 部
	第 3	2	第 1～2 部
	第 4	4	第 1～4 部
	第 5	3	第 1～3 部
	第 6	3	第 1～3 部
	(小計)	18	
由 利	第 1	2	第 1～2 部
	第 2	3	第 1～3 部
	第 3	3	第 1～2 部
	第 4	2	第 1～2 部
	第 5	3	第 1～2 部
	第 6	3	第 1～3 部
	(小計)	16	
大 内	支所	1	(消防本部車)
	第 1	2	第 1～2 部
	第 2	2	第 1～2 部
	第 3	2	第 1～2 部
	第 4	2	第 1～2 部
	第 5	3	第 1～3 部
	第 6	3	第 1～3 部
	(小計)	15	
東由利	第 1	2	第 1～2 部
	第 2	4	第 1～4 部
	第 3	2	第 1～2 部
	第 4	4	第 1～4 部
	第 5	4	第 1～4 部
	(小計)	16	
西 目	第 1	3	第 1～3 部
	第 2	3	第 1～3 部
	第 3	3	第 1～3 部
	第 4	3	第 1～3 部
	第 5	1	第 1 部
(小計)	13		
鳥 海	本部	1	
	第 1	2	第 1～2 部
	第 2	2	第 1～2 部
	第 3	2	第 1～2 部
	第 4	2	第 1～2 部
	第 5	2	第 1～2 部
	第 6	3	第 1～3 部
	第 7	3	第 1～3 部
(小計)	17		
(合計)		143	

(機能別)

機 能	台 数	支 団 別 内 訳
消防指令車	1	矢島
小型消防連絡車	1	岩城
消防本部車	1	大内
消防ポンプ車	4	大内 3 鳥海 1
小型動力ポンプ付積載車	60	矢島 7 由利 16 東由利 16 西目 5 鳥海 16
小型動力ポンプ積載車	76	本荘 40 岩城 17 大内 11 西目 8
(合 計)	143	

※指令車・連絡車・本部車を除き、ポンプ機能付きの消防団車両は、由利支団第 3・5 分団の各第 2 部に 2 台配備されているほかは、各分団の各部ごとに 1 台ずつ配備されている。

(2) 車両の管理状況について

・消防団車両（総数143台）の管理状況は、主に次のとおりである。

(単位：台)

事 項 支 団	物品台帳への記載		運行日誌の有無		出務簿等の有無		始業前点検の有無	
	有	無	有	無	有	無	有	無
本 荘 (40)	40	0	39	1	39	1	40	0
矢 島 (8)	8	0	0	8	0	8	8	0
岩 城 (18)	18	0	0	18	0	18	0	18
由 利 (16)	16	0	16	0	16	0	16	0
大 内 (15)	15	0	1	14	14	1	15	0
東由利 (16)	16	0	0	16	0	16	0	16
西 目 (13)	13	0	0	13	0	13	13	0
鳥 海 (17)	17	0	0	17	0	17	0	17
(合 計)	143	0	56	87	69	74	92	51
整備率 (%)	100.0		39.2		48.3		64.3	

①管理事務について

・消防団車両の日常的な運行・車両管理は各消防団（分団の各部）があたっているが、事務的な管理は、本荘支団については消防本部総務課、本荘以外の7支団については各総合支所の振興課が担当している。

②物品台帳への記載について

・財務規則の規定による物品台帳の様式は、次のとおりである。

様式第105号（第217条関係）

(その1)

物 品 台 帳				課
分類区分			品目	

受入等区分及び年月日 購入・受贈・所管替・廃棄 年 月 日	受け入れの相手方 住 所 氏 名	規格品質 記号番号	単 価	数 量			摘 要
				受	払	累計	
購入・受贈・所管替・廃棄 年 月 日							
購入・受贈・所管替・廃棄 年 月 日							
購入・受贈・所管替・廃棄 年 月 日							
購入・受贈・所管替・廃棄 年 月 日							

- ・本荘支団及び由利支団の台帳は、市の物品台帳の様式に沿ったものではないが、より詳細な項目にわたり記載されており、また、車検証の写しと一体的に保管されて整理されている。
- ・物品台帳の記載項目（「受入等区分」「年月日」「受入（払出）相手先」「規格品質、記号番号」「単価」）がすべて同一である場合、複数台の車両をまとめて受け払いしている例が多く見受けられるが、それぞれ配備先や廃棄の時期等が異なるものである以上、1台ごとに記載することが望まれる。
- ・受け入れの際は摘要欄に「第○分団第△部に配備」と、廃棄の際は通常の廃棄事項の記載の他に、受入時の記載欄に「*年*月*日廃棄」と明記すべきである。

③運行日誌（日誌）・出務簿について

- ・車両の「運行日誌」の詳細については、「由利本荘市公用車管理規程」に規定されておらず、第13条（安全運転管理者の業務）第4号に「運転日誌等による運行状況の把握に関すること」とあるのみである。
- ・市では、担当部長通知により示される様式（公用車使用簿）を「運行日誌」としているが、記載項目は一般的な車両用のものと思われる。
- ・市の様式は、次のとおりである。

車名		ナンバー		所管課		
月 日 曜日	運転者		使用報告確認印			使用承認印
天候(晴・曇・雨・雪)	同乗者		安全運転 管理者	整備 管理者	公用車 管理者	公用車 管理者
日常点検(運行前確認項目)	<input type="checkbox"/> 冷却水 <input type="checkbox"/> エンジンオイル <input type="checkbox"/> バッテリー液 <input type="checkbox"/> ブレーキ液量 <input type="checkbox"/> タイヤ <input type="checkbox"/> 車体 <input type="checkbox"/> ライト類 <input type="checkbox"/> ワイパー <input type="checkbox"/> ブレーキ <input type="checkbox"/> クラッチ <input type="checkbox"/> 異音等 確認時異状内容() ※各項目にチェックを入れ、異状がある場合は内容を記入のこと					
内 容	用務(行き先:)	出庫 時 分	当日走行キロ数	k m	給油	
		入庫 時 分	累計走行キロ数	k m	状況	リットル

- ・一方、消防団車両の日誌（兼出務簿）の一例は、次のとおりとなっている。

日 誌				支団長	副支団長	分団長
支 団 分 団 部						
平成 年 月 日			従 事 時 間	:	~	:
天 候				計 時間		
自 動 車	使用区分	走行距離数	使用時間	備 考		
		k m	時間			
		k m	時間			
		k m	時間			
	先日までの走行距離		k m	本 日 の		
	累計走行距離数		k m	走行距離数	k m	
ガソリン補給		リットル	オイル等補給			
ポ ン プ	使用区分	走行距離数	使用時間	備 考		
		k m	時間			
		k m	時間			
		k m	時間			
ガソリン補給		リットル	オイル等補給			
従 事 者 氏 名	階 級	氏 名	階 級	氏 名		
				計	名	
記 事	(点検等の他、災害に出動した場合は部署別を詳細に記入すること)					
	部長氏名				印	

- ・(運行)日誌が整備されているのは、本荘支団及び由利支団のみであり、その他の支団については、大内支団の本部車以外、日誌自体が備えられていない。
- ・実際に使用されている日誌の様式が、支団により異なり統一されていない。
- ・運転者氏名の記入欄がない。(運転者が不明)
- ・日誌に消防団員の出務状況の記載欄が設けられ、出務簿が一体化されている。
- ・支団長までの決裁欄があるが、押印されていないものがある。
- ・団員が出動した際は、各部の「出動報告書」を各支団ごとにとりまとめて消防本部へ提出されており、出務記録が一元管理されている。

④始業前点検について

- ・始業前点検を全く実施していない車両が多く見受けられる。
- ・本来は、常に点検を実施すべきものであるが、1分・1秒を争う緊急出動時などは実施できない場合も想定される。

⑤車検の実施について

- ・車検事務は、事務担当である消防本部(本荘支団分)及び各総合支所振興課があたっている。車検有効期間は2年間であり、毎年、各支団の車両保有台数のほぼ半数ずつ車検を実施している状況である。
- ・車検費用等必要経費についても、各担当課において予算管理している。

⑥車両の更新について

- ・老朽化が進んでいる車両から順次更新されており、平成24年度においては6台更新予定となっている。
(本荘2台、岩城・由利・西目・鳥海 各1台)

(3) 無車検車両運行事案発生後における市の対応・対策について

① H24.4.26 付 監査委員への報告文書(抜粋)

◎消防本部の対策

(1) 4月11日(水)

○各総合支所担当者宛に下記内容を指示

- ①総合支所における車両台帳管理の徹底
- ②消防本部総務課へ車両台帳の提出(データベース)
- ③消防本部総務課へ全車両の車検証の提出
- ④各格納庫へ車検満了日を記載した貼り紙の掲示
- ⑤カレンダーへの目印や行政支援システムへの入力

○消防団長から各支団長へ資機材の点検について文書発送

- (2) 管理点検の徹底を図るため、「由利本荘市消防団の運営に関する規程」の素案を策定し、5月(※その後6月に変更)の支団長会議に諮る。

◎市の対応

- ・ 事情聴取の結果、職員の休暇に対して組織としてのフォロー体制の希薄、情報共有化（報告・連絡・相談の徹底）の不足が認められたことから、4月13日（金）午前8時30分に全課長、出張所長88人に対し、事件の概要と問題点、特に通常業務における情報の共有化と連携の強化、問題発生時の対応について万全を期すよう指示した。

《 有効期間満了後の運行状況 》

【鳥海支団第5分団第1部 小型消防ポンプ積載車】

- ・ 平成24年4月1日 春の火災予防運動 駆付訓練
（鳥海町上笹子字中村地内 ～ ケアセンター悠楽館 往復）
- ・ 平成24年4月4日 強風被害調査
（鳥海町上笹子 第5分団第1部管轄地域内）
- ・ 平成24年4月1日 春の火災予防運動 管轄地域啓蒙活動（夕刻）
～ 4月7日 （鳥海町上笹子 第5分団第1部管轄地域内）

【鳥海支団第6分団第3部 小型消防ポンプ積載車】

- ・ 平成24年4月1日 春の火災予防運動 駆付訓練
（鳥海町下直根打越地内 ～ ケアセンター悠楽館 往復）
- ・ 平成24年4月4日 強風被害調査
（鳥海町下直根 第6分団第3部管轄地域内）
- ・ 平成24年4月1日 春の火災予防運動 管轄地域啓蒙活動（夕刻）
～ 4月5日 （鳥海町下直根 第6分団第3部管轄地域内）

② H24.5.16 付 総務部長通知（抜粋）

公用車の管理について（通知）

このことについては、公用車管理規定等に基づいて厳正な管理をお願いしているところですが、次の事項について、とりまとめを行い更なる管理の徹底を図られるよう通知いたします。

記

1. 所管する車両（購入・リースを含む。）について、各車両毎に車両管理台帳（様式2）と各課毎に公用車管理台帳（様式1）を作成し、「公用車管理台帳」として整備をすること。車両に変更等あった場合は、各所管でその都度台帳の更新をすること。
2. 「公用車管理台帳」については、各総合支所振興課は関係課分をとりまとめ、支所単位で管理すること。
（中略）
5. 各車両の公用車運転日誌には「公用車運行前点検表」「公用車使用簿」に加え、「整備及び消耗品交換表」を整備し、車両の異常等の把握に努めること。

- ・総務部長通知による「公用車管理台帳（様式1）」及び「車両管理台帳（様式2）」は次のとおりである。

（様式1）

由利本荘市公用車管理台帳

NO	所管課	車名(車両種別)	ナンバー	車台番号	用途	初度登録年月	車検有効期間満了日	リース契約終了日	備考
1									
2									
3									
4									
5									
・									
・									
・									
29									
30									

（様式2）

車 両 管 理 台 帳

（公用車管理台帳 NO. ）

所管課	
車名	
ナンバー	
車台番号	
購入年月日	
リース契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
購入・リース先	
車検有効期間満了日 （5行）	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
自賠責保険会社	
任意保険会社	
任意保険期間 （5行）	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
定期点検実施日・内訳 （10行）	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
備忘記録（修理・事故歴など） （9行）	

③「由利本荘市消防団の運営に関する規程」の制定について

- ・①の報告文書中に示された上記規程は、平成24年6月20日に制定され、その概要は次のとおりである。(消防団車両関連のみ抜粋)

由利本荘市消防団の運営に関する規程（抜粋）	
（目的）	
第1条 この規程は、由利本荘市消防団（以下「消防団」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。	
（消防設備等の管理）	
第2条 消防団に備える設備、機械及び機材（以下「設備機材等」という。）の全体管理は、由利本荘市消防団の組織等に関する規則（平成17年3月22日規則第185号。以下「組織規則」という。）第7条の規定により、消防団長が行う。	
2 支団に配置された設備機材等の管理は、支団長が行う。	
3 分団に配置された設備機材等の管理は、分団長が行う。	
4 支団長又は分団長（以下、「支団長等」という。）は、所属分団の設備機材等が常に良好な状態に整備されるよう指導しなければならない。	
（略）	
（設備機材等の点検）	
第4条 支団長等は、少なくとも毎月1回以上その管理する設備機材等について点検及び整備を行い、異状があった場合は、遅滞なく消防団長に報告しなければならない。ただし、消防自動車及び小型動力ポンプについては、異状の有無に関わらず、その点検結果を毎月報告しなければならない。	
2 消防長又は消防署長は、設備機材等の管理又は保管状況を随時点検することができる。	
（略）	
（出動状況等の報告）	
第9条 分団長等は、水火災その他の災害又は訓練等により出動したときは、速やかに出動報告書を作成し、消防団長又は支団長に報告しなければならない。	
2 出動のみならず、町内会行事や点検整備日等、団員が活動したときは、様式第1号の業務日誌に記入し、支団長等の確認を得なければならない。	
（略）	
付 則	
この規程は、平成24年6月20日から施行する。	

- ・上記規程第9条第2項により規定された「業務日誌（様式第1号）」は、次のとおりである。

様式第1号

業 務 日 誌

		支団長	副支団長	分団長	担当課
支団 分団 部					
平成 年 月 日 ()		従事時間 : ~ : 計 時間			
天 候					
自 動 車	使 用 区 分	走行距離数	使用時間	運 転 手	
		k m	時間		
		k m	時間		
		k m	時間		
先日までの走行距離		k m	本日の走行距離数		k m
累 計 走 行 距 離 数		k m			
ガソリン補給		リットル	オイル等補給		

従事者氏名	階 級	氏 名		階 級	氏 名	
	(12行)					
点検	ライト	良・否	方向指示器	良・否	ブレーキランプ	良・否
	サイレン	良・否	回転灯	良・否	マイク・スピーカー	良・否
	計器類	良・否	オイル関係	良・否	タイヤ空気圧	良・否
記事	(活動内容・点検等の他、災害等に出動した場合は部署位置などを詳細に記入すること)					

※前述した平成23年度までの様式例との相違点は、次のとおりである。

- ・決裁欄に「担当課」が加えられた。
- ・「運転手」記入欄が加えられた。
- ・「ポンプ」欄が削除された。
- ・「点検」欄が加えられた。
- ・「記事」中、部長の氏名記入・押印欄が削除された。

(4) 現地調査について

- ・消防団車両の管理状況、並びに、①の報告文書、②の部長通知に示された指示事項への対応状況を調査するため、平成24年6月25日に次の2箇所の現地調査を行った。

(調査箇所)

- ① 鳥海総合支所振興課、及び、鳥海支団第1分団第1部格納庫
- ② 矢島総合支所振興課、及び、矢島支団第3分団第1部格納庫

(結果)

- ・車両台帳については、総務部長通知で示された様式により台帳を作成している。
運行日誌（業務日誌）については、「由利本荘市消防団の運営に関する規程」により定められた様式を使用している。
- ・緊急出動、支団長の要請による出動、消防大会への参加などの出動報告は、四半期毎に消防本部へ報告している。（自主練習などへの費用弁償支給はない）
- ・車検期日を、格納庫内、車両のダッシュボード、業務日誌に掲示・貼付し、無車検走行の再発防止策としている。ダブルチェック・トリプルチェック体制を敷いており、適切な対応と思われる。
- ・一般車両用とは異なる「業務日誌」を定めたことは適切な措置と思われるが、「ポンプ」の稼働記録欄が無いことについては、一考を要すると思われる。
- ・業務日誌の記入方法が、同一支団内でも統一されていない傾向がある。
- ・業務日誌の「従事者氏名」記載欄については、記載者の負担軽減のため、各部（日誌）毎に全団員の氏名を記載した様式を作成しチェック方式にするなど、改善の余地があると思われる。

(5) その他〔リース車両（車検取得遅延）の運行について〕

矢島総合支所建設課所管のリース車両を、車検切れのまま運行していたことが発覚し、平成24年4月28日付けで、お詫びと対応策についての文書が市議会議員宛送付され、監査委員にも報告された。

なお、車両の管理責任を負うリース業者より、平成24年5月1日付けで、由利本荘市長宛、改善報告書が提出されている。

以上が、消防団車両の保有状況と、車両の管理事務について行政監査を行った結果の概要であり、指摘・改善事項の詳細については、個々に記したとおりである。

この度は、消防団車両の「車検切れ走行」という重大な道路運送車両法違反を伴う事案の発生を受けて、行政監査の必要性が認められたため実施したものである。

関係書類については、あえて是正指示前の平成23年度分を検証した。

その結果、次のとおり講評する。

I. 物品台帳について

監査対象となった消防団車両については、すべての所管課において台帳に記載されているものの、整備内容が不完全である。特に、複数台がまとめて記載されている場合、配備先が不明瞭となるなど不適切な記載があった。

II. 運行(業務)日誌及び出務簿について

運行(業務)日誌を整備している車両は40パーセント未満、出務簿を備えている部も48パーセントに止まっている。

この状況において、費用弁償や、車両及びポンプへの燃料給油による支払いが行われていたことは、適正処理の根拠を欠いていると言わざるを得ない。

なお、運行(業務)日誌は、市の標準様式よりも、団員の出務簿を兼用した様式のほうが、消防団の活動内容を反映し、より現実に即したものと思われる。

(「由利本荘市消防団の運営に関する規程(H24.6.20 施行)」により、独自の統一様式が示されたが、さらに改善すべき点については前述した)

III. 始業前点検について

道路運送車両法の改正により、始業前点検の一部が免除されており、また、消防車両は緊急出動時には点検実施が不可能となることも想定されるため、それによる不測の事態を回避するためにも、日常の定期的な点検を望むものである。

なお、点検簿は、運行(業務)日誌と兼用でも可と思われる。

IV. 無車検車両運行に関する市の対応について

この度の事案が市幹部に報告された後の、市の速やかな対応には敬意を表するものである。

しかしながら、どれほど幹部職員が再発防止に向け対応したとしても、全ての職員に「二度と不適切な処理を行わない」という強い意識が浸透しない限り、再発防止にはつながらない。徹底した職員の意識改革こそが、最も重要かつ有効な再発防止策と思われる。

なお、今年度(事案発生後)から、各部の車両格納庫に車検満了日を明示するなどの改善が見られたことは、チェック体制充実の観点から適切な措置と思われ、今後の行政運営のさらなる適正化に期待するものである。